

○農林省令第十二号

食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第九条
第一項及び食糧管理法施行令(昭和二十二年政令
第三百三十号)第十二条、物品の無償貸付及び譲
与等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十
九号)第五条第一項、植物防疫法(昭和二十五年
法律第五十一号)第二十七条第二項、畜産物の
価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第百
八十三号)第五十七条、農業機械化促進法(昭和
二十八年法律第二百五十二号)第五十条、林業信
用基金法(昭和三十八年法律第五十五号)第三十

九条、漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五
十八号)第八十八条、八郎潟新農村建設事業団
法(昭和四十年法律第八十七号)第四十条並びに
砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律
第百九号)第十九条及び第五十八条の規定に基づ
き、並びに蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七
号)、喪事法(昭和三十五年法律第百四十五号)、
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三
十四条第一項及び水産資源保護法(昭和二十六年
法律第三百十三号)第三十条の規定並びに漁業災
害補償法を実施するため、許可、認可等の整理の
ための蚕糸業法施行規則等の一部を改正する省令
を次のように定める。

昭和四十五年三月三十一日

農林大臣 倉石 忠雄

許可、認可等の整理のための蚕糸業法施行
規則等の一部を改正する省令

(植物防疫法施行規則の一部改正)

第四十条 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林
省令第七十三号)の一部を次のように改正す
る。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条 削除

第三十六号様式の末尾に注意として次のよう
に加える。

注意

備考欄には、借受防除用具のか働日数及び
か働延べ時間数、当該器具による総防除面積、
当該器具の故障の有無及び補修の状況等を記載
すること。

第三十七号様式を削る。

1 附則
この省令は、公布の日から施行する。
